

第1 1次大阪府鳥獣保護管理事業計画 (案)

当初案 (前計画からの修正箇所 : 赤字)
野生生物部会後の修正箇所 : 青字

平成24年4月 1日から

5年間

平成29年3月31日まで

(平成27年5月29日変更)

大 阪 府

目 次

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休獵区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	
(1) 方針	
① 指定に関する中長期的な方針	1
② 指定区分ごとの方針	1
(2) 鳥獣保護区指定計画	2
① 鳥獣保護区の変更計画	3
2 特別保護地区の指定	
(1) 方針	3
(2) 特別保護地区指定計画	3
(3) 特別保護地区の指定内訳	4
3 休獵区の指定	
(1) 方針	4
4 鳥獣保護区の整備等	
(1) 方針	4
(2) 整備計画	4
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	5
1 方針	5
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	5
1 鳥獣の区分と保護 <u>及び管理</u> の考え方	
(1) 希少鳥獣	5
(2) 狩猟鳥獣	5
(3) 外来鳥獣	6
(4) <u>指定管理鳥獣</u>	6
(5) 一般鳥獣	6
2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等にかかる許可基準の設定	
(1) 許可をしない場合の考え方	6
(2) 許可する場合の基本的考え方	7
(3) わなの使用に当たっての許可基準	7
(4) 許可に当たっての条件の考え方	7
(5) 許可権限の市町村長への委譲	8
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	8
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	8
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	8
3 学術研究を目的とする場合	
(1) 学術研究	8
(2) 標識調査	9
4 鳥獣の保護を目的とする場合	
(1) <u>鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的</u>	10
(2) <u>傷病による保護を要する鳥獣の保護の目的</u>	10

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	10
① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	10
② 鳥獣による被害発生予察表の作成	11
③ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	12
④ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制整備等	14
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	15
6 その他特別の事由の場合	
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	16
(2) 愛玩のための飼養の目的	16
(3) 鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	16
7 鳥獣の飼養登録	16

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定	
(1) 方針	18
(2) 特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画	18
(3) 特定猟具使用禁止区域（銃器）指定内訳	19
2 指定猟法禁止区域	
(1) 指定の考え方	20
(2) 許可の考え方	20
(3) 条件の考え方	20

第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 方針	21
------	----

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針	22
2 鳥獣保護対策調査	22
(1) 方針	22
(2) 鳥獣等保護管理対策調査	22
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	22
(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	23
3 狩猟実態調査	23

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員の配置	
(1) 方針	24
(2) 配置計画	24
(3) 研修計画	24

2 鳥獣保護<u>管理</u>員	
(1) 方針	25
(2) 設置計画	25
(3) 年間活動計画	25
(4) 研修計画	25
3 保護<u>及び管理</u>の担い手の育成	
(1) 方針	26
(2) 狩猟者の減少防止対策	26
4 鳥獣保護センター等の設置	26
5 取締り	
(1) 方針	26
(2) 年間計画	26
6 必要な財源の確保	26

第九 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣保護<u>管理</u>事業をめぐる現状と課題	27
2 狩猟の適正管理	27
3 傷病鳥獣への対応	28
4 安易な餌付けの防止	29
5 動物由来感染症等への対応	29
6 普及啓発	
(1) 鳥獣保護 <u>及び管理</u> についての普及	30
① 事業の年間計画	30
② 愛鳥週間行事等の計画	30
(2) 愛鳥モデル校の指定	31
① 指定期間	31
② 愛鳥モデル校に対する指導内容	31
③ 指定計画	31
(3) 法令の普及の徹底	31
7 計画の効率的な推進と進行管理	31

基本理念

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであるとともに、府民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。

このため、大阪府では、人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、第11次鳥獣保護管理事業計画を以下のとおり定める。

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日（平成27年5月29日）において変更し、第11次鳥獣保護管理事業計画とする。)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林及び鳥類の集団渡来地として重要な河川等を18箇所、12,914ha（府域面積の約6.8%）指定している。

都市化が進んだ本府において、鳥獣保護区は野生鳥獣を保護し、生物多様性の保全を確保する上で重要な拠点であり、自然との触れ合いを通じた環境教育の場としても活用されている。今後も、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定並びに指定の更新に努める。

また、野生鳥獣の生息状況や土地利用状況の変化、鳥獣による甚大な農作物被害等が見られる区域については、所要の調査に基づき区域の変更等を検討する。

既存の鳥獣保護区のうち生息環境の悪化が危惧される保護区については、生息環境の保全・改善に努める。

特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、保護区内における有害鳥獣捕獲や個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

野生鳥獣の保護及び鳥獣観察や環境教育の場、鳥獣保護思想の普及啓発拠点として、関係者と協議の上、指定に努める。

(2) 鳥獣保護区指定計画

(第1表)

区分		既存 鳥獣保護区	年 度	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				24	25	26	27	28	計
森林鳥獣生息地	箇所	16	箇 所			1			1
	面積	10,276ha	変動面積			113ha			113ha
集団渡来地	箇所	2	箇 所						
	面積	2,525ha	変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		箇 所						
	面積		変動面積						
計	箇所	18	箇 所			1			1
	面積	12,801ha	変動面積			113ha			113ha
区分		計画期間中 の増△減	計画終了 時の鳥獣 保護区						
森林鳥獣生息地	箇所		16						
	面積	113ha	10,389ha						
集団渡来地	箇所		2						
	面積		2,525ha						
身近な鳥獣生息地	箇所								
	面積								
計	箇所		18						
	面積	113ha	12,914ha						

① 鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥 獣 保護区名	変更 区分	指 定 面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動 前 の 面積	異動 面積	異動 後 の 面積			
24	森林鳥獣 生息地	箕面勝尾寺	期間 更新	ha 629	ha 0	ha 629	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	指定期間 の満了	
	同	交野	同	1,030	0	1,030	同	同	
25	同	天野山	同	348	0	348	平成25年9月1日から 平成35年8月31日まで	同	
	同	滝畠	同	656	0	656	平成25年11月1日から 平成35年10月31日まで	同	
26	集団渡来地	淀川	同	2,500	0	2,500	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで	同	
	森林鳥獣 生息地	紀泉高原	変更 指定	192	113	305	平成26年11月1日から 平成36年10月31日まで	区域拡大	
27	同	妙見山	期間 更新	394	0	394	平成27年11月1日から 平成37年10月31日まで	指定期間 の満了	
	集団渡来地	男里川河口	同	25	0	25	同	同	
合計		8箇所		5,774	113	5,887			

2 特別保護地区の指定

(1) 方 針

鳥獣の保護を図る上で生息環境の保全は極めて重要であることから、府内唯一の箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定を継続するとともに、必要に応じ、関係者の合意形成の下、新たな区域の指定に努める。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分		既存特別 保護地区	年 度	本計画期間に新規指定する特別保護地区					
				24	25	26	27	28	計
森林鳥獣生息地	箇所	1	箇 所						0
	面積	70ha	変動面積						0ha
計	箇所	1	箇 所						0
	面積	70ha	変動面積						0ha
区 分		計画期間中 の増△減	計画終了 時の特別 保護地区						
森林鳥獣生息地	箇所	0	1						
	面積	0ha	70ha						
計	箇所	0	1						
	面積	0ha	70ha						

(3) 特別保護地区の指定計画内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
24	森林鳥獣生息地	箕面勝尾寺	629ha	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	70ha	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	再指定
合計		1箇所	629ha		70ha		

3 休獵区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の配置状況、狩猟鳥獣の減少状況や狩猟者の入り込み状況、狩猟者団体の意見等を勘案して、必要に応じ休獵区の指定を行う。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区においては、野生鳥獣の良好な生息環境を保つため自然環境の保全に努めるとともに、標識や利用施設を計画的に整備し、野生鳥獣に親しめる場の確保を図る。
また、必要に応じ鳥獣の生息環境を整えるため保全事業を実施する。

(2) 整備計画

① 管理施設の整備

1) 標識の整備

鳥獣保護区の区域を表示する制札や案内板を必要な箇所に設置するとともに、老朽化した標識は更新する。

② 利用施設の整備

利用者の利便性の向上や、環境学習に供するため、観察路や休憩施設等を整備するとともに、既設の学習展示施設等の充実を図る。

1) その他の施設等の整備

鳥獣の採餌、繁殖、休息の場の確保を図るため、周辺の植生を考慮しつつ、森林整備、食餌植物の植栽を行う。

③ 調査、巡視等の計画

1) 管理の充実

担当職員や鳥獣保護管理員等による調査、巡視の充実に努めるとともに警察と合同した密猟取締りを実施するなど鳥獣保護区の適正な管理に努める。

2) 農林業との調整

鳥獣保護区内に生息する鳥獣による被害を防除するため、有害鳥獣捕獲や被害防除施設等の整備に努める。

④ 整備計画

(第5表)

区分	現況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備基/年	20	20	20	20	20	20
観察路、観察舎等の維持管理	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
調査・巡視 (鳥獣保護員等)	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所
	108人	108人	108人	108人	108人	108人

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 方針

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、採餌、営巣のための環境を保全するよう努めるとともに、その人工増殖の可能性について検討する。

また、狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、効果が認められる場合においては、放鳥の可能性について検討する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

「環境省レッドリスト」及び「大阪府レッドデータブック」による大阪府における保護上重要な野生生物として絶滅危惧Ⅰ（A・B）類、Ⅱ類に分類されている鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

種の保存法による取組とも連携しつつ、自然環境保全基礎調査等による生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、鳥獣保護区の指定を検討するなど、個体群の維持・回復に努める。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第7項により環境省令で定める狩猟鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

地域個体群も念頭に、生息状況、被害状況の把握に努め、必要に応じて捕獲を制限するなど、持続的な利用が可能となるよう適切な対応に努める。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

本来府内に生息地を有しておらず、人為的に外国や、他府県から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

農林水産業又は人の生活環境や生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲や有害鳥獣捕獲、外来生物法に基づく防除を推進し被害の防止を図る。

また、外来鳥獣による危険予防のため、生息状況等の把握に努める。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

法第2条第5項により環境省令で定める指定管理鳥獣とする。

② 管理の考え方

当該鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣等捕獲事業を実施するよう努める。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

上記（1）～（4）以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて対応を検討する。

2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等にかかる許可基準の設定

(1) 許可をしない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしない。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を行う。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合、又は、社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具の使用によらなくとも捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地が該当。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法（爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法及び据銃、陷阱その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわなを使用する猟法）。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについてでは、この限りでない。

**⑦ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。
ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。**

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む）を目的とする捕獲等又は採取等の許可は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下で行われる場合にのみ行う。

② 鳥獣の保護を目的とする場合

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

③ 鳥獣の管理を目的とする場合

1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う。特に、外来鳥獣については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を行う。

2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行う。

④ その他特別な事由を目的とする場合

1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養の目的での捕獲は許可しない。

3) その他鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々のケース毎に判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取り扱う。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たすものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として猟法として認められた基準のものであること。

2) とらばさみを使用した方法での捕獲は認めない。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付す。特に、住民と隣接した地域において捕獲等を

許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

大阪府知事の権限に属する鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る事務については、野生鳥獣の保護に支障のない範囲において、市町村との協議を十分に行い、市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し対象とする市町村や種を限定した上で、市町村長へ委譲する。

許可に係る権限を委譲された市町村長は、許可に於いて、法、規則、基本指針、本計画に従い適切に事務を執行するとともに、知事に対し許可事務の執行状況を報告するものとする。

知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、当該市町村に対し、当該事務に必要な指示を行う。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲に伴う事故を防止するため、広報その他の方法により、地域住民等に周知徹底させるとともに、捕獲実施の際には、錯誤捕獲や事故の発生防止のため必要に応じて安全確保のための人員配置を行う等、万全の措置を講じる。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項にもとづき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間等を記入した標識を装着する。ただし、捕獲に許可を要するネズミ、モグラ類を捕獲する場合、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。

なお、資源として有効利用する場合にあっては、捕獲事業の実施主体である市町村等が自身の責任で、捕獲の目的に照らし適正に処理する。

また、その処理方法については許可申請の際に明らかにするものとし、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法による。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため、捕獲許可を受けた者に対し、許可証を返納させる際に、捕獲結果について報告させる。

また、必要に応じて捕獲個体の種毎に捕獲日時、場所、性別、推定年齢、体長等の報告を求める。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するもの。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認められない。
- 2) 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

- ④ 原則として、研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、一般に公表されるものであること。
- ② 許可対象者
理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者、又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ③ 鳥類の種類、数
種類及び数は必要最小限とする。ただし、外来鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数とする。
- ④ 期間
1年以内で目的の達成のため必要な期間。
- ⑤ 区域
必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
- ⑥ 方法
次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- 1) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。
 - 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- ⑦ 捕獲等又は採取後の措置
原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。
- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
 - 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わない。
 - 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。
また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合、申請者は出来る限り標識の情報を公開すること。
- (2) 標識調査（環境省足環の装着をする場合）
- ① 許可対象者
国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあっては、鳥獣各種各**2,000**羽（頭、個）以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあっては、同各**1,000**羽（頭、個）以内、その他の者にあっては同**500**羽（頭、個）以内。
ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、わな、網、手捕とする。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

申請者の職務上必要な区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

⑥ 許可権者

知事

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

必要と認められる区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

⑥ 許可権者

知事

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、現に被害が生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために使う。（ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。）

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとし、捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策が総合的に推進されるよう努める。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるとともに鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図る。

②鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

(第6表)

加害鳥獣名	被害農林水 産物等	被害発生時期（月）												被害発生地域	備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
イノシシ	水稻、いも 類、野菜類、 果樹、 植木（苗）、 造林木、 タケノコ、 人身													府内全域	農林業、 人身への被害
シカ	水稻、野菜 類、造林木、 植木、果樹、 人身													府内全域	農林業、 人身への被害
イタチ類	建築物等、 食品、家禽													府内全域	生活環境への被害
スズメ	水稻、 建築物等					◀				▶				府内全域	農業、生活環境への被害
ムクドリ	果樹、野菜 建築物等				◀					▶				府内全域	農業、生活環境への被害
ヒヨドリ	果樹、野菜					◀				▶				府内全域	農業への被害
カラス類	豆類、果樹、 野菜、花卉 建築物等 人身													府内全域	生活環境、人身への被害
ドバト	建築物等				◀					▶				府内全域	生活環境への被害
ケリ、タゲ リ、トビ、 カラス類、ド バト、シギ 類、サギ類	航空機													豊中市、八尾市、 泉佐野市、泉南市、 田尻町	航空機の航行 障害
カワウ	アユ、モロ コ、カワチ ヅナ等養殖				◀					▶				府内全域	水産業、 生活環境への

	魚、建築物等																被害
--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

2) 予察表に係る方針等

鳥獣被害の発生状況、生息状況等について調査、検討を行う。

予察表に係る被害等の発生状況について、毎年点検し、その結果に基づき予察捕獲の実施を調整する。

③有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 基本的考え方

ア) 方針

有害鳥獣の捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、外来鳥獣についてはこの限りでない。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣（カワラバト(ドバト)等）以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であることから、これらの捕獲は被害の実態を十分に調査し、捕獲以外の方法による被害防止を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱う。

予察による有害鳥獣捕獲は、捕獲以外の被害防除対策を行っても、常時捕獲を行うことで生息数を低下させる必要がある場合のみ許可する。

また、アライグマなど外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、市町村と連携し、被害の状況や、専門家等の意見を踏まえつつ、有害鳥獣捕獲や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の適応等により積極的な捕獲を図る。

イ) 有害鳥獣捕獲に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲を実施する者には、許可証又は従事者証を携帯させ、捕獲従事者であることを示す腕章等を装着させる。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、適正に実施されるよう対応する。

ウ) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整との関係

第二種特定鳥獣管理計画の対象地域における、第二種特定鳥獣管理計画を有害鳥獣として捕獲する場合は、原則として、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」を目的とする捕獲として取り扱う。

有害鳥獣捕獲として捕獲する場合には、市町村における捕獲数を的確に把握し、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図る。

2) 許可基準

有害鳥獣捕獲の許可をする場合は、特別な事由のない限り、次の基準による。

ア) 許可対象者

原則として被害者又は被害者から依頼された者であつて

- i 銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許所持者、
 - ii 空気銃を使用する場合にあつては、第一種又は第二種銃猟免許所持者、
 - iii 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。
- ただし、以下の場合は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することができる。
- iv 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において小型の箱わな又はつき網を用いて若しくは手捕りにより、イタチ類、アライグマ、ハクビシン、カラス類、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

イ) 捕獲許可鳥獣の種類、員数

- i 有害鳥獣捕獲対象種は、現に被害等を発生させ、又はそのおそれのある種であること。
- ii 鳥類の卵の採取の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり鳥類の捕獲だけでは目的が達成できない場合、又は、建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取する場合を原則とする。
- iii 捕獲数は、被害等の防止の目的を達成するために必要最小限の羽（頭、個）数であること。

ただし、外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合には、i～iiiは適用しない。

ウ) 期間

- i 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で、地域の実情に応じた捕獲を無理なく完遂できる必要最小限かつ、適切な期間とする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等特別の事由がある場合は、この限りではない。

- ii 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避ける。
 - iii 狩猟期間中の有害鳥獣捕獲の許可は、狩猟期間中は一般の狩猟と、また狩猟期間前後（おおむね15日間）の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を特に慎重に審査する。
 - iv 銃器、わな、網等の法定獵具による有害鳥獣捕獲にあっては、危険防止の配慮から最長3ヶ月を限度とする。捕獲箱による捕獲にあっては、最長6ヶ月を限度とする。
ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ許可権限者に協議する。
- エ) 区域
- i 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とする必要最小限とする。
 - ii 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、広域的かつ効果的に有害鳥獣捕獲を実施できるよう関係市町村長は農と緑の総合事務所長等と調整を行う。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合においては、関係都道府県間の連携を図る。
 - iii 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲は、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないと認められ、かつ被害防除対策によっても被害等が防止できない場合に限り、鳥獣の保護管理の適正な実施の観点から、必要に応じて実施できる。
なお、慢性的に著しい被害が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図る。
- オ) 方法
- i 原則として、法第12条第1項第3号で禁止されている獵法、又は法第36条で禁止されている獵法（以下「危険獵法」という。）は認めない。
ただし、環境大臣の許可を受けた者にあってはこの限りではない。
 - ii 空気銃による捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。
 - iii 鉛散弾の規制区域にあっては、鉛散弾を使用しない。
 - iv 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとり、結果として、被害等の発生の遠因を生じさせないように努める。
- カ) その他
- 許可に係わる細部については、市町村への権限の委譲に際して大阪府が示した「市町村有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領<雛形>」、「市町村鳥獣捕獲許可に係る審査基準<雛形>」を参考として、各市町村が定めるものとする。

④有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、有害鳥獣捕獲の実施の適正化・迅速化を図るため、関係市町村、農林漁業者及び地域住民等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに、対象鳥獣の安全で効果的な捕獲が実施できるよう、市町村長等による捕獲隊の編成等の指導に努める。

特に、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画との連携を図り、適切かつ効果的な実施が図られるよう指導する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第7表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ	府内全域	
シカ	府内全域	

3) 指導事項の概要

ア) 捕獲隊の編成

- i 捕獲隊は、市町村ごとに原則として1隊を編成する。
- ii 1隊の人員は必要最小限の人数とする。
- iii 市町村長等は、捕獲隊に責任者を置き、安全かつ効果的な捕獲活動に万全を期する。
- iv 捕獲隊の責任者は市町村、所轄警察署、地元自治会等関係者との連絡調整に努める。
- v 捕獲隊員の選定にあたっては、次の事項に留意する。
 - イ 原則として、当該年度又は前年度に大阪府知事の狩猟者登録を受けた者であること。
 - ロ 捕獲技術が優れる者であること。
 - ハ 必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者であること。
- ニ 捕獲効率の向上を図るため、捕獲隊員には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれること。
- vi 市町村長は、当該市町村で捕獲隊を編成することが困難であるときは、捕獲できる体制をとるため、社団法人大阪府猟友会と協議することができる。

イ) 関係者間の連携強化等

- i 有害鳥獣捕獲を実施しようとする市町村は、捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るために、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会、地域住民等による連絡協議会の設置に努める。
- ii 府は、鳥獣による農林水産物被害又は生活環境若しくは自然環境の悪化の防除対策に関する関係者間の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、関係部局や関係行政機関との連携の強化に努める。

ウ) 被害防止体制の充実

- i 有害鳥獣捕獲の実施体制の整備促進を図るため、捕獲実施者の養成及び確保、市町村単位の捕獲隊、広域的な捕獲隊の編成が行えるよう市町村等の指導に努める。
- ii 被害等が慢性的に発生している地域にあっては、当該有害鳥獣の出現状況及び被害等の発生状況の把握・連絡、防護柵、追い払い等による被害等の防除対策、効果的な取組み事例の紹介、技術の普及・啓発等を行うよう市町村等の指導に努める。
- iii 複数市町村にまたがる広域的な捕獲の実施については、農と緑の総合事務所長等の連絡調整のもと関係市町村が協議を行い、同日一斉捕獲等効果的な捕獲が行えるように努める。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

①方針

個体数調整を目的とした捕獲の許可は、以下の許可基準による他、法第7条第1項に基づき知事が作成した第二種特定鳥獣管理計画が適正に達成されるよう行う。

1)許可対象者

有害鳥獣捕獲を目的とする場合に準じる。

2)鳥獣の種類・数

捕獲数は、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な頭（羽、個）数であること。

3)期間

1年以内で目的の達成のため必要な期間とする。

4)区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため必要かつ適切な区域とする。

5)方法

有害鳥獣捕獲を目的とする場合に準じる。

6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可範囲については、原則として次の基準による。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

必要最小限。

③ 期間

6ヶ月以内。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。

ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3) 鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々のケース毎に判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取扱う。

7 鳥獣の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

(1) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行う。

(2) 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。

(3) 装着登録票の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみについて行う。

(4) 過去に愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が

行われないように努める。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防するため、市街化の進展や野外レクリエーションの増加とともにない特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定してきたところであるが、本計画では、さらに指定拡大を推進し、既存区域については、特定猟具使用禁止区域（銃器）として指定期間の更新を図る。

また、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域については、わな猟に伴う危険を予防するため関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

(2) 特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画

(第8表)

区分	既設 特定 猟具使用 禁止区域 (銃器)	本計画期間に新規指定する特定猟具使用禁止区域（銃器）						計
		年度	24	25	26	27	28	
箇所	73	箇所	1		1			1
面積 ha	120,921	変動 面積	149		128			277
区分	本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域（銃器）							計
	年度	24	25	26	27	28		
箇所	箇所	1						1
面積 ha	変動 面積	24						24
区分	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域（銃器）							計
	年度	24	25	26	27	28		
箇所	箇所							0
面積 ha	変動 面積							0
区分	本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域（銃器）							計
	年度	24	25	26	27	28		
箇所	箇所							0
面積 ha	変動 面積							0
区分	計画期間 中の増減 (増△減)	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区 域（銃器）						
箇所	2	75						
面積 ha	175	121,222						

(3) 特定猟具使用禁止区域(銃器)指定内訳
* 銃猟に伴う危険を予防するための区域

(第9表)

年度	設定所在地	名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考
24	能勢町	平野	10	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	再指定
24	茨木市	石川・清渓	844	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	再指定 区域拡大(+24ha)
24	茨木市	彩都西部地区	149	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	新規指定
24	高槻市	高槻	600	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	再指定
24	泉佐野市、熊取町	泉佐野熊取	570	同	同
24	熊取町	熊取	150	同	同
25	能勢町	宿野	209	平成25年11月1日から 平成35年10月31日まで	同
25	茨木市	茨木北	216	同	同
26	能勢町	宿野北	29	平成26年11月1日から 平成36年10月31日まで	同
26	泉佐野市	泉佐野	2,095	同	同
26	岬町	<u>岬町多奈川地区多目的公園</u>	128	同	新規指定
27	茨木市	清渓見山	470	平成27年11月1日から 平成37年10月31日まで	同
27	羽曳野市、藤井寺市	羽曳野・藤井寺	250	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで	同
27	太子町	太子町	840	同	同
27	河南町	河南西部	108	同	同
27	河南町	中地区	96	同	同
27	河南町	さくら坂・河南地区	462	同	同
27	和泉市	和泉	6,490	同	同
27	泉南市、阪南市	男里川河口	161	同	同
28	能勢町	能勢	94	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで	同
28	能勢町	山辺	304	同	同
28	高槻市	高槻市原本山寺	114	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで	同
28	四條畷市	四条畷	774	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで	同
28	大東市	大東	1,827	同	同
28	河南町	石川	10	同	同
28	熊取町	熊取中	632	同	同
28	泉佐野市	泉佐野中	660	同	同
28	泉南市	泉南市農業公園	33	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで	同
28	岬町	岬町	946	同	同

2 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な府内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当つての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付す。

第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 方針

人間活動とシカ及びイノシシとの軋轢を軽減し長期にわたる安定的な共存を図るために
第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

シカ及びイノシシについては、各種の被害防除対策の実施にもかかわらず、依然として農林業被害が収まらないのが実状である。これに対処するため、科学的知見を踏まえ、幅広い関係者の合意の下に管理計画を策定し、個体数管理、生息環境整備、被害防止対策等の手段を総合的に講じる。

なお、生息状況や被害状況、捕獲状況等を定期的にモニタリングしながら、必要に応じ次年度の計画にフィードバックさせる。

また、近年顕著な水産業被害及び生活環境被害が発生しているカワウは、広範囲に移動し、被害をもたらすことから、関西広域連合において広域的な保護管理の検討がなされており、その検討を踏まえ、広域保護管理計画の策定も含めた対策を講じる。

(第10表)

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	保護管理の目標	備考
<u>27 (法改正により改正し策定)</u>	農林業被害の軽減、人身事故の防止及びシカとの長期にわたる安定的な共存を図る。	シカ	平成27年5月 から 平成29年3月 まで	府内全域	平成22年度の被害金額及び被害面積の半減、 平成22年度捕獲数(約700頭)以上の捕獲	第3期計画
<u>27 (法改正により改正し策定)</u>	農林業被害の軽減、人身事故の防止及びイノシシとの長期にわたる安定的な共存を図る。	イノシシ	平成27年5月 から 平成29年3月 まで	府内全域	平成22年度の被害金額及び被害面積の半減、 平成22年度捕獲数(約3,700頭)以上の捕獲	第2期計画

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護管理行政の適正な推進を図るため、鳥獣の生息状況の調査を積極的に実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。

調査に当たっては、メッシュ単位で情報を収集することにより、生息分布情報の標準化を図るとともに、狩猟や有害鳥獣捕獲等による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積・活用するための情報システムの整備に努める。

なお、調査精度の向上を図るため、調査実施団体の育成等に配慮する。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

鳥獣の保護対策を検討するため、生息鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移、生態等について調査を行う。

傷病鳥獣の保護データを収集・分析し、生息鳥獣の種類や分布状況の調査に活用する。

(2) 鳥獣等保護対策調査

今後の保護及び管理対策を検討するため、シカ、イノシシ及びカワウについて生息状況等の調査を行う。

(第11表)

対象鳥獣名	調査年度	調査の目的・内容・方法	調査地域	調査期間
シカ	24～28	<ul style="list-style-type: none">・適正な保護及び管理を図ることを目的とする・生息状況調査、被害状況調査、捕獲状況調査・現地調査、アンケート調査	府内全域	通年
イノシシ	24～28	<ul style="list-style-type: none">・適正な保護及び管理を図ることを目的とする・生息状況調査、被害状況調査、捕獲状況調査・現地調査、アンケート調査	府内全域	通年
カワウ	24～28	<ul style="list-style-type: none">・広域保護及び管理の基礎資料となるカワウの生息状況を把握することを目的とする・ねぐら及びコロニーの分布調査 <p>※関西広域連合で調査を実施</p>	府内全域	通年

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の越冬状況を明らかにするため、全国一斉調査の一環として府内の渡来地において、毎年1月中旬に種別の個体数調査を行う。

(第12表)

対象地域名	調査年度	調査内容・方法	備考
府内全域	24～28	<ul style="list-style-type: none">・分布調査・現地調査	

(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定・管理の方針を検討するため、新規指定候補地あるいは、指定期間が満了し、指定を更新する既設鳥獣保護区等において、鳥獣の生息状況、生息環境、土地利用の動向等の調査を行う。

(第13表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の内容・方法	備考	
天野山	24	新規指定又は更新期間が到来する鳥獣保護区及びその周辺地域の鳥獣生息状況等について現地調査を行う。		更新
滝畠	24	同		同
淀川	24	同		同
紀泉高原	25	同		変更
妙見山	26	同		更新
男里川河口	26	同		同
和泉葛城山ブナ林	28	同		同

3 狩猟実態調査

狩猟の実態、動向を明らかにするため、狩猟者を対象としたアンケート調査を実施する。

(第14表)

対象種類	調査年度	調査内容・方法	備考
狩猟鳥獣	24～28	大阪府に狩猟者登録を行ったものを対象に、府内における ・出猟日及び場所 ・捕獲鳥獣の種類、数量 ・狩猟鳥獣の処置方法 等を調査票により調査する。	

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員の配置

(1) 方針

鳥獣保護管理事業の円滑な推進を確保するため、担当職員の専門的知識の向上と適正配置に努める。

(2) 配置計画

(第15表)

区分		現況				計画終了時				備考
		専任	兼任	鳥獣専門員	計	専任	兼任	鳥獣専門員	計	
本庁	環境農林水産部 動物愛護畜産課 野生動物グループ	6	0	1	7	6	0	1	7	本庁 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること
出先機関	北部農と緑の総合事務所	0	3	0	3	0	3	0	3	出先機関 1 業務 管轄区域における野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること 2 専決事項 法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可、同条第3項の規定による許可証の交付及び法第20条の規定による飼養登録証の発行に関すること
	中部農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	南河内農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	泉州農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	計	0	9	0	9	0	9	0	9	

(3) 研修計画

(第16表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
自然環境研修	環境省	10月	1回/年	全府	1人	1目的 本府における鳥獣保護管理業務を担当する職員に対し、当該行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の修得を目的とする。	
野生生物保護研修	環境省	5月	1回/年	全府	1	2内容 鳥獣保護管理行政に関すること 自然環境教育に関すること	
環境教育研修	環境省	11月	1回/年	全府	1		

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及、法令違反等の取締り等を推進するため、地域の実情に即して、公益社団法人大阪府猟友会や日本野鳥の会大阪支部等の自然保護団体などからの推薦により鳥獣保護管理に関する専門的知識を持つ鳥獣保護管理員を設置するよう努める。

(2) 設置計画

(第17表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画							備考
	人員 (B)	充足率 (B/A)	24	25	26	27	28	計 (c)	充足率 (C/A)	
人 43	人 43	% 100	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 43	% 100	基準設置数は1市町村当たり1名として算定。

(3) 年間活動計画

(第18表)

活動内容	実施時期(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
鳥獣保護区等の管理 狩猟取締りの実施 住民及び狩猟者の指導 鳥獣保護思想の普及啓発 鳥獣に関する諸調査 鳥獣に関する緊急対応 その他鳥獣保護管理に関すること	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	年間21日

(4) 研修計画

(第19表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
鳥獣保護 <u>管理</u> 員研修	大阪府	11月	1回/年	全府	43人	1 目的 鳥獣行政の効率を高めるため鳥獣保護 <u>管理</u> 員の資質向上及び業務に必要な知識の修得を目的とする 2 内容 1 大阪府の鳥獣行政に関すること 2 関係法令の規制について 3 業務実績の報告等

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

生息状況や被害の発生状況を踏まえた、個体数調整の適正かつ効率的な実施や農林家への被害防止対策の普及等を行うため保護及び管理の担い手となる人材の育成・確保に努める。

また適切な保護及び管理を行うため専門的知見を有する人材を積極的に活用する。

(2) 狩猟者の減少防止対策

国内では今後、人口減少社会が到来し、高齢化が急速に進むことが予測されており、保護管理の実施を支える狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、公益社団法人大阪府猟友会の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者の減少防止のため農林家の自衛のための狩猟免許取得を促進する等有効な対策を講じる。

4 鳥獣保護センター等の設置

野生鳥獣救護体制の整備充実と鳥獣保護思想の普及啓発の推進を図るため、現在、大阪府における野生鳥獣救護体制に加わっている関係団体、府関係機関及び民間ボランティア等と連携を図りつつ、傷病鳥獣の保護飼養等の拠点施設として、鳥獣保護施設の整備について検討する。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護管理員、警察署等の協力を得て、かすみ網の違法な使用、所持及び販売、鳥獣の違法捕獲、無登録飼養等について、厳正な指導及び取締りを実施する。また、違法に設置されたわなについては関係機関の協力のもと撤去を積極的に行う。

なお、狩猟については、特に危険防止を重点に指導取締りを行う。

(2) 年間計画

(第20表)

事項	実施時期（月）												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
かすみ網の違法な使用、所持及び販売の取締り並びに野鳥の違法捕獲及び無登録飼養取締り	◀											▶	
有害鳥獣捕獲の指導及び違法なわな等の取締り	◀											▶	
狩猟違反の取締り							◀			▶			

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

第九　その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

野生鳥獣による農林水産物の被害及び生活環境の汚染等が深刻化し、その対策強化が求められている一方で、野生鳥獣を含む生物の多様性を保ちながら、人と野生鳥獣との共生を図ることが必要である。

このことから、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、鳥獣の保護及び管理と被害対策双方の調和を図りつつ、府・市町村・府民がそれぞれの役割を果たし、地域ぐるみで連携した取組みを行うことが必要である。

2　狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するよう努める。

また、人の安全の確保と錯誤捕獲の防止を図るため、わなの適切な設置と見回りの励行、わな設置者の明示を厳正に指導する。

各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努める。

3 傷病鳥獣への対応

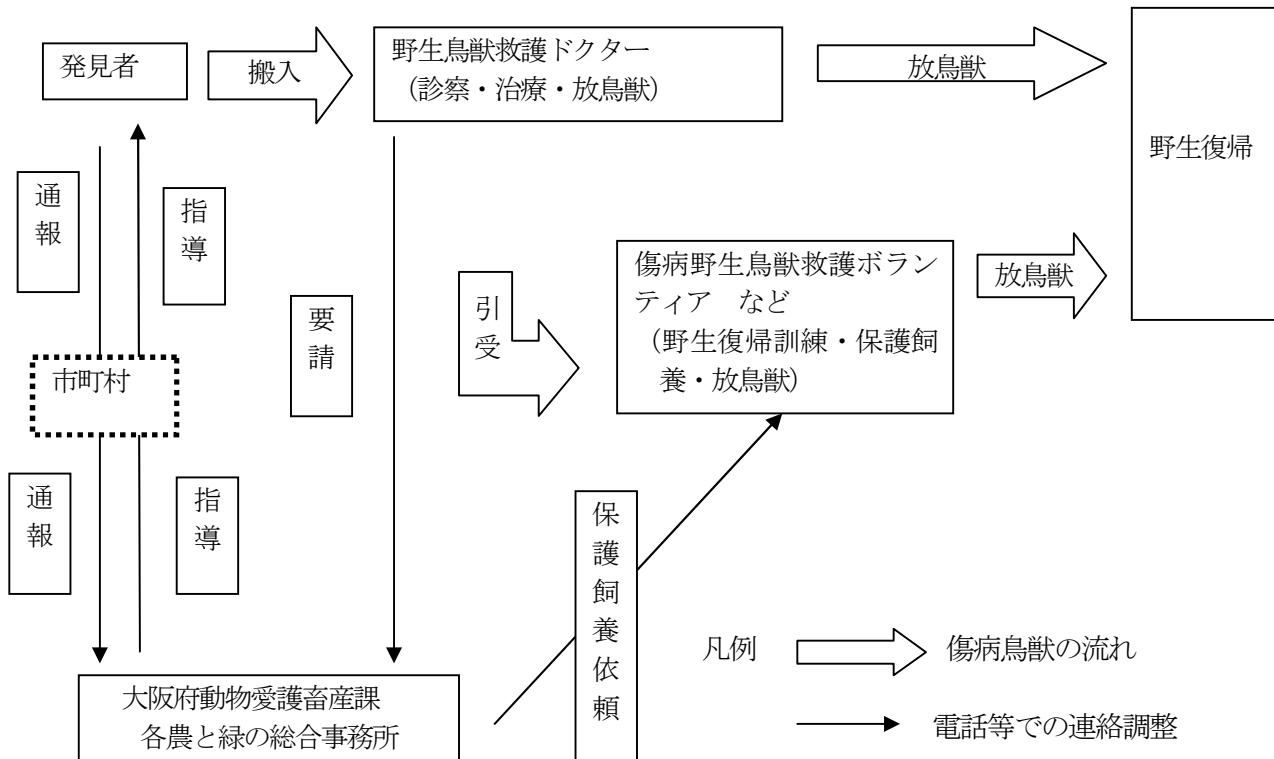
傷病鳥獣の救護については、府内の獣医師会の協力を得て指定する野生鳥獣救護ドクターを核に、NPO法人、傷病野生鳥獣救護ボランティア等の協力を得ながら機動的に傷病鳥獣の治療と野生復帰を推進する。

ただし、救護する鳥獣種は原則として農林水産業被害や生活環境被害の原因となっているものを除くものとする。

治療後の一時的な収容は原則として発見者で行うよう指導する。しかし、野生復帰ができるようになるまでの療養をする傷病鳥獣については、傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアを活用するなどボランティアやNPO法人等と連携を図り、救護体制の充実に努める。

また、油汚染事故等一時に大量の傷病鳥獣が発生する事態を想定した救護体制の整備を図るため、第5管区海上保安本部が組織する「大阪湾・播磨灘排出油防除協議会」との連携を図るとともに、野生鳥獣救護ドクターや傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアなど民間ボランティアを中心とした傷病鳥獣の救護要員を確保し、救護マニュアルの作成検証や救護講習会を開催する。

なお、ヒナ及び出生直後の幼鳥獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容し、愛玩飼養を行うことのないよう周知に努める。



(図-1)

4 安易な餌付けの防止

鳥獣を誘因する生ゴミや未収穫作物の放置に加え、鳥獣への安易な餌付けは、鳥獣が人との与える食物に依存することや人馴れが進むこと等、結果として鳥獣による生活環境や農作物等への被害を引き起こす原因となっている。生態系や鳥獣保護管理への影響が生じることがないよう、鳥獣への安易な餌付けの防止について普及啓発に積極的に取組む。

5 動物由来感染症等への対応

府民に対して鳥獣が関わる動物由来感染症及び家畜やペットとの共通感染症に対する適切な理解を促すことにより、社会的な不安の発生の防止や解消に努めるとともに、関係機関への適切な情報提供により発生予防に資する。

このため、鳥類の移動経路の解明や鳥獣との関わりのある感染症のモニタリングを行い、鳥獣に関する専門的な知見から適切な情報提供等を進める。

特に、高病原性鳥インフルエンザについては、発生した場合に家畜への影響が多大なため「大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」等に基づき、平常時から監視に努め、発生時には迅速かつ的確に対応する。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及

鳥獣保護管理について、広く府民の認識を深めるため、鳥獣保護管理思想の普及啓発を図る。

なお、愛鳥週間行事その他各種鳥獣保護事業の実施にあたっては、市町村、関係団体、学校、地域住民、鳥獣保護管理員等の協力を得るとともに、鳥獣保護団体との連携に配慮する。

① 事業の年間計画

(第21表)

事業内容	実施時期(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
野鳥展の開催	←→												
鳥獣保護のパンフレット類の配付	←→												
ホームページ等への掲載	←									→			
愛鳥週間用ポスターの募集・表彰	←			→				←→					

② 愛鳥週間行事等の計画

(第22表)

区分	行事内容等	備考
愛鳥週間行事	1 野鳥展の開催 内容：野鳥のパネル、愛鳥週間ポスター原画の展示 参加人員：約 50,000 人 開催地：大阪市内	
	2 愛鳥週間ポスター原画の募集、表彰 内容：愛鳥週間ポスター原画の募集 参加人員：約 1,500 人	
鳥獣保護実績等発表大会等	推薦：毎年1団体等以上	

(2) 愛鳥モデル校の指定

鳥獣保護管理思想の普及を図るため、府教育委員会等と協議して、府内の小・中学校の内から、野鳥保護に関心の高い学校を地域的な配置に配慮しつつ愛鳥モデル校に指定し、現地指導等を通じ活動の充実に努める。

① 指定期間

原則3年間とする。

② 愛鳥モデル校に対する指導内容

- 1) パンフレット、図書等の配付
- 2) スライド、DVD、CD、ビデオテープ等の貸出し
- 3) 探鳥会等における現地観察指導
- 4) 傷病野鳥等の一時救護活動

③ 指定計画

(第23表)

区分	既設 指定数	指 定 計 画						計画 終了時 指定数
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計	
小学校	4						→	4
中学校	4						→	4

(3) 法令の普及の徹底

鳥獣に関する法令のうち、特に府民に関係のある鳥獣捕獲規制制度、鳥獣飼養登録制度等については、ホームページ等により、その周知徹底を図るとともに、鳥獣販売業者に対し、法令遵守等の指導を行うものとする。

① 年間計画

(第24表)

重点項目	実 施 時 期 (月)												実施方法	対象者
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
鳥獣保護制度の普及	◀											▶	ホームページ等	府民
鳥獣捕獲規制の制度普及												▶	ホームページ等	府民
違法飼養等の法令遵守指導	◀											▶	ホームページ等	鳥獣販売業者 府民

7 計画の効率的な推進と進行管理

鳥獣保護区指定計画、特別保護地区指定計画及び特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画に基づき、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定及び指定の更新に努める。

また、急速な社会情勢の変化等により鳥獣保護管理事業計画を見直す必要が生じた場合には、有識者等からの意見も聴取しながら見直しを行う。